5.551I
42―42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる42.5―43.5GHzの周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。
― 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5―43.5GHzの周波数帯のうち、１GHzの周波数帯域幅において－137dB（W／㎡）及び任意の500kHzの周波数帯域幅において－153dB（W／㎡）
― 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5―43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯域幅において―116dB（W／㎡）
これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。
― 2003年７月５日前に運用を開始し、かつ、2004年１月４日前に無線通信局に通告された電波天文局
― 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局
これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第743（ＷＲＣ―03）を適用する。同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5.552
地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による42.5―43.5GHz及び47.2―50.2GHzの周波数帯の分配は、放送衛星のためのフィーダリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための37.5―39.5GHzの周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40.5―42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のためのフィーダリンク用に47.2―49.2GHzの周波数帯を保留するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5.552A
47.2―47.5GHz及び47.9―48.2GHzの周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）の使用に特定する。47.2―47.5GHz及び47.9―48.2GHzの周波数帯の使用は、決議第122（ＷＲＣ―07、改）に従うことを条件とする。

5.553
43.5―47GHz及び66―71GHzの周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる（無線通信規則第5.43号参照）。

5.554
43.5―47GHz、66―71GHz、95―100GHz、123―130GHz、191.8―200GHz及び252―265GHzの周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用する場合に限る。

5.554A
固定衛星業務（宇宙から地球）による47.5―47.9GHz、48.2―48.54GHz及び49.44―50.2GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

5.555
付加分配：48.94―49.04GHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

5.555A（未使用）

5.555B
48.2―48.54GHz及び49.44―50.2GHzの周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務（宇宙から地球）の静止宇宙局から生じる48.94―49.04GHzの周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の500kHzの周波数帯域幅において-151.8dB（W／㎡）を超えてはならない。

5.556
51.4―54.25GHz、58.2―59GHz及び64―65GHzの周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

5.556A
衛星間業務による54.25―56.9GHz、57.0―58.2GHz及び59.0―59.3GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面０㎞から1000㎞までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、－147dB(W／(㎡・100MHz))を超えてはならない。

5.556B
付加分配：日本では、54.25―55.78GHzの周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5.557
付加分配：日本では、55.78―58.2GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.557A
55.78―56.26GHzの周波数帯では、地球探査衛星業務（受動）の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、－26dB（W／MHz）に制限される。

5.558
55.78―58.2GHz、59―64GHz、66―71GHz、122.25―123GHz、130―134GHz、167―174.8GHz及び191.8―200GHzの周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる（無線通信規則第5.43号参照）。

5.558A
衛星間システムによる56.9―57GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面０㎞から1000㎞までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、－147dB（W／（㎡・100MHz））を超えてはならない。

5.559
59―64GHzの周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる（無線通信規則第5.43号参照）。

5.559A（未使用）

5.560
78―79GHzの周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

5.560A（未使用）

5.561
74―76GHzの周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

5.561A
81―81.5GHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。（ＷＲＣ―2000）

5.561B
日本では、固定衛星業務（地球から宇宙）による84―86GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィーダリンクに限る。